

家電量販店でカードが使われた！？ 不審な電話に注意！

下記の事例のような案件が全国的に増えており、予兆電話も含めた類似案件が新潟県内（新発田市、胎内市、阿賀野市の近隣地区を含む）でも今年1月ごろから多発しています。

ご家族や近所の皆さんで声を掛け合って、注意しましょう！



■国民生活センターから提供された事例

電話で何人もの人物が入れ替わりながら相手を口車にのせ、考える時間を与えずに畳みかけるような手口で相手をだますのが典型のようです。



①【家電量販店】を名乗り「あなたでない人がパソコンを購入した時に、あなたのキャッシュカードが使われている（引き落とし先口座に指定されている）」と電話があった。

②そのあと【日本預金保険機構】と名乗る人から電話があり、引き落とし停止のために「カードの暗証番号」を伝えた。

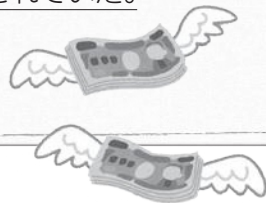


③つぎに【警察】と名乗る電話があり、「犯人を捕まえた。あなたのキャッシュカードの利用停止手続きのため、日本預金保険機構の職員がカードを預かりに伺います」と電話があった。

④その後、【日本預金保険機構】を名乗る男性が自宅を訪ねてきて、キャッシュカードを預かっていった。



⑤後日、通帳記帳したら、預金が全て引き出されていた。



家電量販店に限らず、販売店から直接顧客に対して「あなたのカードが別の人に使われている」などと電話をすることはありません。このような電話があったら、すぐに切りましょう。

（上記①の段階でSTOP）

警察や公的機関、金融機関の職員などが、電話で暗証番号を聞くことや、カードを預かりに行くことはありません。



村上市にも消費者被害専門の相談員がいます

もしトラブルに巻き込まれても、『早めの対応』で解決することも！
下記の番号から消費生活センターにお気軽にお問合せください！

『おかしいなあ・・・』と思ったら、迷わずご相談ください！

村上市消費生活センター	☎53-2111（内線2233、2234）FAX53-2541 ※専門の相談員がいます		
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課	☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課	☎77-3112